

## 2. 道路・交通の整備方針

### 1) 道路・交通整備の課題

#### (1) 体系的な道路ネットワーク整備の遅れ

本市の都市計画道路の整備水準は低い状況です。このため、地域によっては地域幹線道路や地区幹線道路に大型トラックなどの通過交通が流入し、歩行や沿道空間に悪影響を与えており、地域連携の強化に向けその解消が求められています。

骨格的な都市計画道路整備における歩車道分離の実現と、安全に歩行できる道路整備を進める必要があります。

#### (2) 生活道路の整備の遅れに伴う利便性と防災機能の低下

計画的な都市基盤整備が実施されず住宅が密集した地区等では、災害時の緊急車路のネットワークが形成されていません。

このような地区では、地区計画制度の活用により、地区整備計画に位置づけ、幅員6m程度以上の基幹道路の整備を進める必要があります。



#### (3) 鉄道駅への到達性の改善等

鉄道駅へ徒歩で到達できるエリアは限られることから、交通手段としての路線バスや自転車の利便性の改善が求められています。

#### (4) 交通バリアフリーの推進

志木駅周辺等では交通バリアフリーが進んでいます。今後とも福祉社会に向けて、市街地における安全かつ円滑・快適な歩行空間の確保や交通弱者などが公共交通機関を利用する際の移動の利便性や安全性を向上させるための交通環境のバリアフリー化が求められています。



## 2) 道路・交通整備の目標

- (1) 計画的な都市計画道路の整備により、広域幹線道路と地域幹線道路の体系的な道路ネットワークを形成します。また、公共交通への利用転換を図り、温室効果ガス発生を抑制し環境負荷の低減に努めます。

なお、長期間にわたり整備が行われていない都市計画道路については、社会情勢の変化を踏まえ、その必要性などを検証し、適切な見直しに努めます。

- (2) 広域幹線道路や都市計画道路の連続的な整備に際しては、当該道路に接続する地域幹線道路の交通への影響や、従前の住民の歩行動線などを考慮します。



- (3) 幹線道路と幹線道路を結ぶ市道等を整備することにより、地区内道路ネットワークの拡充を図ります。

- (4) 歩行者や車椅子利用などの障がい者の安全と利便性を考慮した道路の改善を進めます。

- (5) 高齢者や障がい者などの移動の手段を確保し、あわせて地球温暖化対策として、マイカー利用の抑制が進むよう自転車や公共交通機関への利用転換の検討を進めます。



- (6) 都市計画道路の整備や開発行為等に係る道路整備の誘導に際しては、街路樹整備などの環境アメニティについても配慮します。

## 3) 道路・交通整備の方針

本市における道路網の整備では、全体的な整備水準の低さを補う意味で、(1) 広域幹線道路、(2) 地域幹線道路、(3) 地区幹線道路、それぞれの道路の役割の達成と地域連携を重視し、既存道路の機能向上を図るため、道路改良（改築）を進めます。また、あわせてバリアフリー化を図り、だれもが安心して利用しやすい道路・交通の整備に努めます。

## (1) 広域幹線道路の整備

### ① 広域幹線道路の位置づけ

宗岡地域北部を横切る供用中の一般国道 463 号と宗岡地域を東西に横断する事業中の都市計画道路・志木朝霞線（一般国道 254 号和光富士見バイパス）は、広域圏の経済活動を支え、複数の市町にまたがる広域幹線道路です。



### ② 広域幹線道路の整備動向

都市計画道路・志木朝霞線は一般国道 254 号和光富士見バイパスの一部区間として計画され、事業主体である埼玉県により事業が進められています。すでに本バイパスは、和光市の外かく環状道路から朝霞市の県道朝霞蕨線までが暫定開通されており、本市区間についても、早期完成に向け市民や関係機関との整備の検討及び協議が進められています。

## (2) 地域幹線道路の整備

### ① 地域幹線道路の位置づけ

市と近隣市の地域を結ぶ自動車交通の主要な市道と県道を地域幹線道路と位置づけます。

### ② 地域幹線道路の整備方針

既存の主要道路と既定の都市計画道路の整備により、地域的な道路体系の整備を推進し、地域幹線道路の充実を図ります。

また、都市計画道路・中央通停車場線の未整備区間について、引き続き積極的に事業に協力していきます。あわせて、都市計画道路・昭和通小学校線及び宗岡志木環状線の未完成区間の整備促進に努めます。



## ■都市計画道路

計画路線名	道路計画		
	延長	幅員	幅員構成
中央通停車場線	1,330m	16m(18m)	車道9m, 両側歩道3.5(4.5)m
昭和通小学校線	1,020m	16m	車道9m, 両側歩道3.5m
宗岡志木環状線	3,070m	12m(13.5m)	車道7(8.5)m, 両側歩道2.5m
久保秋ヶ瀬線	4,960m	18m	車道9m, 両側歩道4.5m

### (3) 地区幹線道路の整備

#### ①地区幹線道路の位置づけ

地域幹線から分岐する、地区内の主要な道路を地区幹線道路と位置づけます。

#### ②地区幹線道路の整備方針

新規に開発行為等が行われる区域、既成市街地の改善が行われる区域及び著しく道路整備が遅れている区域においては、開発等の規制・誘導や地区計画制度の活用により、幅員6から10m程度の道路の整備を推進し、地区幹線道路の充実を図ります。



### (4) その他の交通施設の整備

交通環境においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、障がい者など誰にでも優しく配慮したきめ細かい地域交通等の安全性と利便性の向上を図るため、志木市地域福祉計画等を推進します。

また、二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の解消などを目指し、交通環境の改善、自転車や公共交通機関への利用転換や、環境対応型自動車の導入と普及に努めます。

### (5) バリアフリー型の道路の整備

公共的な道路における歩行者や車椅子利用者等の安全性と利便性の向上を図るため、安全で安心して利用できる歩行エリアの確保とバリアフリー化に努めます。

## (6) 踏切道における踏切障害事故防止

市内を南北に走る東武東上線と平面交差する道路が3か所あり、人的要因による踏切障害事故が近年多発しています。このため、鉄道事業者との協議を行いながら、踏切道の構造改良など事故防止対策の向上に努めます。

# 道路・交通整備方針図



道路種別	凡例
広域幹線道路(一般国道463号と都市計画道路志木朝霞線)	
地域幹線道路(幅員12m以上の都市計画道路)	
地域幹線道路(都市計画道路に指定されていない既存幹線道路)	
地区幹線道路(幅員9mの都市計画道路)	
福祉型街路環境整備推進地区候補(路線は整備の可能性を勘案して決める)	